

瀬戸内海国立公園（西播地域）

管 理 計 画 書

平成24年8月23日

近畿地方環境事務所

1 管理計画作成方針

(1) 瀬戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後数次にわたる追加指定により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のおよそ半分がその区域となった。その陸域面積は、66,934ha（平成21年3月現在）となっている。

瀬戸内海の景観は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑等、自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い多島海景観である。瀬戸内海国立公園の区域は、この多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて選定され、そのほかに、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場や展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域並びに海面が選定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港や港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の造成、森林や海浜の松枯れ、そして、地域住民の一部都市圏への集中と離島等による過疎・高齢化といった経済・社会環境の中で、自然・人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。また近年は、巨大な渡海橋や四国横断自動車道等の整備が相次ぎ、全国的にブームとなったリゾート開発は地域活性化の切り札とされ、瀬戸内海国立公園にも押し寄せ、多くのリゾート施設が建設された。しかしブームが去り、景気回復の見通しも立たない現在では、それらの施設は閉鎖された当時の施設がそのまま放置されるなど、風致景観に与える影響が問題となっている地域もある。

このように変化しつつある地域の経済・社会環境等を踏まえて、国立公園の保護と利用を図っていくことは、ますます重要な課題となっている。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、近畿地方環境事務所（兵庫県・大阪府・和歌山県地域）、中国四国地方環境事務所（岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県地域）及び九州地方環境事務所（大分県・福岡県地域）が各府県市区町村と協力し、その他の関係機関、団体及び住民の協力を得ながら行っている。

個々の地域の実情に即した適切かつ円滑な管理を行うためには、関係機関・団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針を示し、この方針の下に管理の徹底を図ることが重要である。この認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、地域毎に管理計画を作成することとする。

(2) 瀬戸内海国立公園（西播地域）管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園（西播地域）管理計画は、瀬戸内海国立公園のうち西播地域を対象とする。西播地域は瀬戸内海国立公園の東部に位置し、揖保川河口右岸の新舞子から千種川までの沿岸部及び家島諸島をその地域とする。

本管理計画は、本地域の特色、国立公園の管理の実態及び課題を踏まえ、風致景観の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対処、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整等について取扱方針をできるだけ明確にし、現地管理の指針とするものである。

(3) 本管理計画改訂方針

本管理計画は平成 11 年の計画策定から 10 年以上が経過している。この間、行政改革により国庫補助金や機関委任事務が廃止され、地域との協働による国立公園管理の推進が一層重要な課題となる等、国立公園の整備・管理体制も様変わりしている。また、管理計画が行政手続法の許可基準と位置づけられ、具体的でわかりやすい基準の提示が求められていることから、今般改定を行うこととした。

改定に当たっては特に、地域の特性を活かした計画とするため、①地域の伝統的な人文景観を再認識し、②公園指定の要件にもなっている多島海景観の眺望ポイント等の利用のあり方について、重点的に見直しを行うこととする。

2 管理計画区の概況

(1) 瀬戸内海国立公園の概況

瀬戸内海は、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた海域を指し、本土各地の展望地から望む多島海、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、伝統的集落・社寺仏閣や段々畑、瀬戸の潮流、日の出、海に沈む夕日及び瀬戸の夜景等、自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観である。

瀬戸内海国立公園は、これらの瀬戸内海の景観のうち、多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園の一つとして指定された。

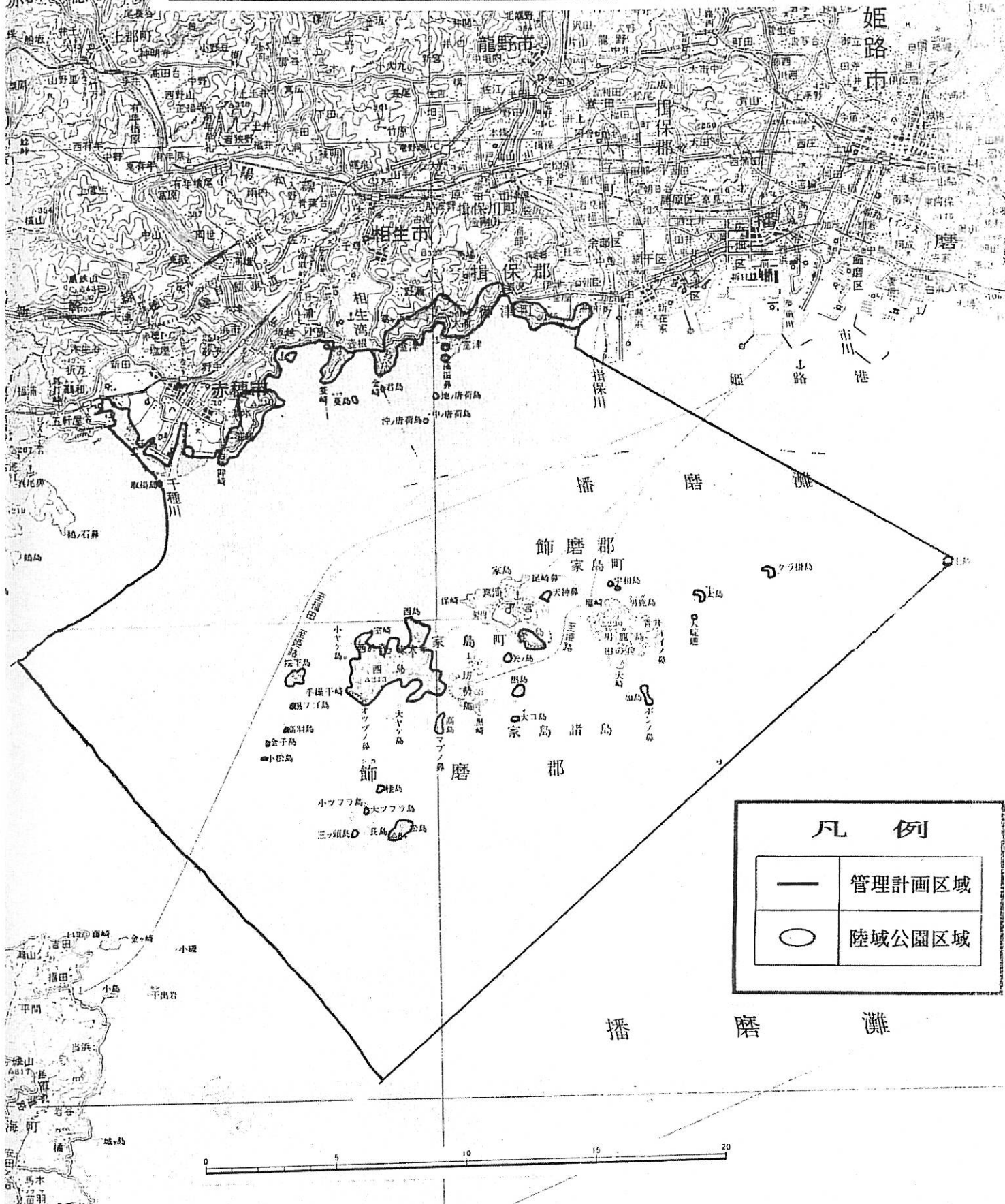
その後数回にわたる追加指定により、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点並びに瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が指定された。

現在では、瀬戸内海のおおよそ半分がその区域となっており、その陸域面積は、66,934ha（平成21年3月末現在）に及び、兵庫県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及ぶ。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港・港湾の近代化、そして地域住民の一部都市圏への集中、離島における過疎・高齢化といった経済・社会環境の中で、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の造成、森林・海浜の松枯れ等の自然・人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。

近年は、生活様式の変化、余暇の拡大、エコツーリズムの普及等に伴い、瀬戸内海の島々においても、昔の面影を残す島の暮らしに触れ、海辺の新鮮な魚介類や島の伝統料理を味わったり、本土部分から隔絶された島ならではの雰囲気やゆったりした時間の流れを楽しんだりする人々が徐々に増えており、瀬戸内海の島々は本土から見る対象（視対象）としてだけではなく、訪れる人々の心を癒す空間となっている。

瀬戸内海国立公園西播地域管理計画区



（２）管理計画区（西播地域）の概況

播磨灘に面する本土部分及び家島諸島は、一体的な風致景観及び利用形態を有することから 1 管理計画区とする。関係自治体は、兵庫県、相生市、赤穂市、たつの市及び姫路市である。

① 地形・地質

西播地域は、揖保川河口右岸の新舞子から千種川までの沿岸部及び家島諸島からなる。沿岸部はリアス式の沈降海岸で、岬と入江が交錯し、岩見、室津、相生、坂越等の良港に恵まれている。大小の島々が散在する家島諸島は、多島海景観の典型を示している。

地質は、沿岸部及び家島諸島の西島、院下島、大ヤケ島等では中世代末期の流紋岩から成っているが、家島諸島のうち男鹿島、松島、高島等はそれより新しい花崗岩類より成る。また、家島本島の大部分は古生層の粘板岩から成っている。

② 植生

沿岸部は古くから人々が住み、瀬戸内海を中心とした経済活動を行ってきた。従って自然植生の常緑広葉樹林が残されている場所は極めて少なく、大部分はアカマツの二次林である。

坂越港の 100m 沖にある生島には自然林が残されており、高木層はスダジイ、モチノキ、亜高木層はカクレミノ、アラカシから成る暖地性シイ林の典型が見られる。また、室津・賀茂神社にはイスノキ、タブ林がある他、家島本島の天神鼻には社叢として保護されて来たウバメガシの自然林がある。さらに、家島諸島及び沿岸の小島で人手があまり入っていない場所にはクロマツの自然林があり、風衝地にはウバメガシ、トベラの低木林が発達している。

③ 自然現象

新舞子浜は大潮の干潮時には沖合 500m 程まで干潟となり、春は潮干狩り、夏は海水浴場として利用されている。

④ 利用の現況

本地域の利用形態は瀬戸内海の展望、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り、潮干狩り等で、通年利用がなされており、赤穂御崎集団施設地区の平成 16 年度年間利用者数は約 482 千人（平成 16 年度自然公園等利用者数調・環境省）、家島諸島は約 129 千人（平成 16 年度観光客動態調査・兵庫県）である。

⑤ 社会的背景

穏やかな海を囲む本地域では、古くから人々が生活を営み、自然と人の営みが一体となった内海景観を作り出している。

本地域の本土部は城下町として栄えた赤穂及び龍野が含まれ、周辺には漁業・回船業の港町として風格ある街並みを残す坂越や室津が位置している。これらの地域では石垣、蔵、伝統的な建築様式の民家等の往時を偲ばせる建造物が多く残されており、国立公園内にも史跡・社寺が点在する。また、このような伝統的建築様式を街づくりの構想の基礎に置く自治体も多い。

産業の面では、京阪神に近く、古くから人々の活動のあった地域でもある他、国立公園に近隣

して工業団地が形成されている。家島諸島では、漁業が営まれているほか、古くから地場産業として採石が行われている。

なお土地所有は、おおよそ国有地 2%、公有地 70%、私有地 28%となっている。

⑥ 特色のある風致景観及び特色のある地形地質等については、以下のとおりである。

市町名	保全対象	内容	保護計画	報告書名
相生市	金ヶ崎～釜崎	○自然海岸	2 種 海面(普)	第 3 回自然環境保全基礎調査「自然景観資源調査報告書(兵庫県)」1989 年
	金ヶ崎	○藻場	2 種 海面(普)	第 4 回自然環境保全基礎調査「海域生物環境調査報告書(干潟、藻場、サンゴ礁調査)」1994 年
	蔓島	○藻場	1 種 海面(普)	
	金ヶ崎	○自然景観 海岸景観(B)	2 種 海面(普)	「改訂・兵庫県の貴重な自然 ー兵庫県版レッドデータブック 2003ー」2003 年
	鰯浜	○地形 海蝕洞(C)	2 種 海面(普)	
赤穂市	生島	○特定植物群落(暖温帯常緑広葉高木林) スダジイ(A) ☆国指定天然記念	特保	第 3 回自然環境保全基礎調査「自然景観資源調査報告書(兵庫県)」1989 年
	福浦海岸	○海岸景観 沈水海岸	2 種 海面(普)	
	御崎～釜崎	○自然海岸	2・3 種、外海面(普)	
	唐船山	○干潟	2 種 海面(普)	第 4 回自然環境保全基礎調査「海域生物環境調査報告書(干潟、藻場、サンゴ礁調査)」1994 年
	御崎、唐船山、取揚島、福浦	○藻場	1・2・3 種 海面(普)	
	千種川河口	○河口干潟、塩性湿地(2)	2 種 海面(普)	日本の重要湿地 500 2001 年
	生島	○自然景観 独立島景観・海岸景観・樹林(A) ☆国指定天然記念物	特保 海面(普)	「改訂・兵庫県の貴重な自然ー兵庫県版レッドデータブック 2003ー」2003 年

	千種川河口・唐船山	○自然景観 河川景観・河口の干潟(B)	2種 海面(普)	
	赤穂御崎・丸山海岸	○自然景観 海岸景観(B)	2・3種 海面(普)	
赤穂市	生島	○植物群落 スダジイ群落(A) ☆国指定天然記念物	特保 海面(普)	
	赤穂御崎	○地質 岩石、火成構造(C)	2種 海面(普)	
	千種川河口	○ビオトープ モデルケーススタディ 人工海浜地区	2種 海面(普)	
姫路市 家島町	家島神社(家島本島)	○特定植物群落(暖温帯常緑広葉高木林) ウバメガシ林(A)	1種 海面(普)	第3回自然環境保全基礎調査「自然景観資源調査報告書(兵庫県)」1989年
	家島諸島	○海岸景観 多島海	1・2種、外海面(普)	
	家島諸島	○自然海岸	1・2種、外海面(普)	
	家島諸島	○藻場	1・2種、外海面(普)	第4回自然環境保全基礎調査「海域生物環境調査報告書(干潟、藻場、サンゴ礁調査)」1994年
	家島諸島周辺沿岸	○藻場(1,3)	1・2種、外海面(普)	日本の重要湿地500 2001年
	宮字天神鼻・家島神社(家島本島)	○植物群落 ウバメガシ群落(C)	1種	「改訂・兵庫県の貴重な自然ー兵庫県版レッドデータブック 2003ー」2003年
	西島	○地形 礫浜(B)	2種 海面(普)	
	加島	○地形 トンボロ・陸繋島(B)	1種 海面(普)	

	家島諸島	○ビオトープ モデルケーススタディ 諸島地区	1 種	「－兵庫ビオトープ・プラン－西播磨 東部地域ビオトープ地図・プラン」(兵 庫県) 1998 年
たつの市 御津町	賀茂神社	○特定植物群落 イスノキ・タブ林 (A・C)	2 種	第 3 回自然環境保全基礎調査「自然景 観資源調査報告書 (兵庫県)」1989 年
	嫦娥山	○山地 (非火山性) 景観 非火山性孤峰	3 種、外	
	登岩山	○山地 (非火山性) 景観 非火山性孤峰	2 種・普	
	金ヶ崎～新舞子	○自然海岸	2 種 海面(普)	
	新舞子	○干潟	2 種 海面(普)	第 4 回自然環境保全基礎調査「海域生 物環境調査報告書 (干潟、藻場、サン ゴ礁調査)」1994 年
	金ヶ崎～新舞子	○藻場	2 種 海面(普)	
	新舞子	○前浜干潟(2)	2 種 海面：普	日本の重要湿地 500 2001 年
	室津海岸 (七曲 り)	○自然景観 海岸景観・集落景観 (B)	2 種、外 海面(普)	「改訂・兵庫県の貴重な自然－兵庫県 版レッドデータブック 2003－」2003 年
	新舞子浜	○地形 干潟(A)	2 種 海面(普)	
	賀茂神社 (室津)	○植物群落 イスノキ・タブノキ 群落(B)	2 種	
	竹岡	○地形 礫浜(B)	2 種 海面(普)	
	岩見港東南	○地質 岩脈(B)	2 種 海面(普)	
	七曲り	○地質 岩石、火成構造(C)	2 種 海面(普)	

	新舞子	○ビオトープ モデルケーススタディ 干潟とリアス式海岸の地区	2種 海面(普)	「ー兵庫ビオトープ・プランー西播磨西部地域ビオトープ地図・プラン」(兵庫県) 1998 年
たつの市 その他	室津地区集落景観	○デザイン、色彩等の統一 *公園内は、賀茂神社と藻振鼻	2種、外	集落の形成等に関する条例 景観ガイドライン (兵庫県)

注)

①保護計画

- 特保 : 特別保護地区
○1種 : 第1種特別地域
○2種 : 第2種特別地域
○3種 : 第3種特別地域
○普 : 普通地域
○外 : 公園区域外
○海面(普): 海面が普通地域

②第3回自然環境保全基礎調査「自然景観資源報告書（兵庫県）」1989 年

- A：原生もしくはそれに近い自然林
- B：国内に若干地域に分布する極めて稀な植物群落または固体群
- C：比較的普通に見られるが、南限、北限等分布限界の固体群

③「日本の重要湿地 500」2001 年

- 基準1 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
- 基準2 希少種、固有種等が生育・生息している場合
- 基準3 多様な生物相を有している場合
- 基準4 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合
- 基準5 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合

④「改訂・兵庫県の貴重な自然ー兵庫県版レッドデータブック 2003ー」2003 年

- A：規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの
- B：Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの
- C：Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの

(3) 瀬戸内海国立公園西播地域指定及び計画の経緯

① 公園区域

昭和9年3月16日

瀬戸内海国立公園の区域指定

昭和25年5月18日

公園区域（西播海岸及び家島諸島）の追加指定（厚生省告示第145号）

昭和31年5月1日

公園区域（向山、基山、福浦海岸及び家島諸島の一部）の追加指定（厚生省告示第104号）

平成6年11月7日

再検討（環境庁告示第98号）

② 規制計画

昭和32年10月23日

特別地域の指定（厚生省告示第343号）

特別保護地区の指定（厚生省告示第344号）

平成6年11月7日

再検討（環境庁告示第99号）

特別地域変更（環境庁告示第100号）

③ 施設計画

ア 集団施設地区

昭和35年12月17日

一般計画決定（厚生省告示第365号）

区域指定（厚生省告示第366号）

詳細計画決定（厚生省告示第367号）

平成6年11月7日

再検討（公園計画一部変更）（環境庁告示第99号）

変更（環境庁告示第101号）

イ 単独施設等

昭和32年10月23日

単独施設の決定（厚生省告示第341号）

昭和39年7月16日

単独施設の追加（厚生省告示第371号）

昭和40年8月30日

単独施設の追加（厚生省告示第413号）

平成6年11月7日

再検討（公園計画一部変更）（環境庁告示第99号）

(4) 保護計画、施設計画及び公園事業執行状況一覧

① 保護計画

(単位：ha)

	特別地域				小計	普通地域 (陸域)	合計
	特別保護 地区	第1種	第2種	第3種			
相生市	0	4	64	0	68	0	68
赤穂市	8	0	97	74	179	125	304
たつの市	0	4	216	301	521	91	612
姫路市	0	108	777	0	885	0	885
合計	8	116	1,154	375	1,653	216	1,869

② 施設計画及び公園事業執行状況

利用計画名	執行事業名	未執行事業名
赤穂御崎集団施設地区	赤穂御崎道路（歩道） 赤穂御崎駐車場 赤穂御崎園地 赤穂御崎宿舎 赤穂御崎休憩所 赤穂御崎野営場	
園地	金ヶ崎園地 綾部園地	天神鼻園地 西島園地 柏園地 藻振鼻園地
宿舎	金ヶ崎宿舎 新舞子宿舎	柏宿舎
野営場		西島野営場 大浦野営場
水泳場		新舞子水泳場
舟遊場		七曲り舟遊場 鷺崎舟遊場 大浦舟遊場 柏舟遊場
道路（車道）	御津相生線道路（車道） 御崎坂越線道路（車道）	

3 管理の基本方針

「目指す瀬戸内海国立公園（西播地域）の姿」を次のとおりとし、その実現のために（１）以下の事項を推進していくこととする。

- ①自然の風景と人文景観が一体となった多島海景観、内海景観が適切に保全されていること。
- ②生物多様性が適切に保全されていること。
- ③海と島の特性を活かした瀬戸内海ならではの利用が活発になされていること。
- ④瀬戸内海国立公園についての情報を多くの人々が利用・共有できること。
- ⑤地元住民や周辺都市住民の気軽な利用意識に応えること。

（１）内海多島海景観の保全と展望利用の推進

古くから自然の風景と人文景観が一体となった内海景観に「感動すること」が、「保全意欲の源ともなりうる」という観点から、海岸や島々及び穏やかな海の織りなす景観を保全するとともに、展望地においては、眺望確保のための適切な管理（修景伐採等）及び展望地そのものの魅力増進、情報提供に努める。

また、本地域に点在する社寺や史跡といった歴史的建造物等によって構成される、人々の暮らしと結びついた人文景観を維持・活用できるよう、関係機関との連携に努める。

（２）社叢林や照葉樹林等の自然植生や浅海域の保全と適正利用の推進

瀬戸内海地域では主にアカマツやツツジ類から成る二次林が発達しているが、海岸沿いに点在するウバメガシ林や社叢林として残るスダジイ群落等、わずかながら自然植生が残されている。これら自然植生の改変行為を極力抑制するとともに、適切な保全管理を図られるよう関係機関、関係団体等との連携に努める。

また、兵庫県及びその他関係機関等と協力して、海域の埋め立てや護岸の設置等により減少している自然海岸、干潟、藻場の自然環境の維持・回復や、これら浅海域の生態系を踏まえた持続可能な利用システムの構築に努める。

（３）海と島の特性を活かした利用の推進

内海多島海景観の特性である自然の風景と人文景観の魅力やその保全について、体験・体感できるような利用の推進に努める

（４）瀬戸内海国立公園に関する情報収集と情報発信

関係自治体やマスコミ、観光協会、NPO 団体等と協力して、自然景観や人文景観等に関する情報の収集及び共有を図る。また、ウェブサイト等の活用により、これら瀬戸内海国立公園についての恒常的な情報発信に努める。

(5) 地域における協働型の保護管理体制等の構築

地域の関係者自らが内海多島海景観の魅力を理解し、その保全意識を高めるため、市民団体の育成や連携の推進に努める。また、関係機関、関係団体等と協力し、地域の多様な主体による保護管理体制の構築を図る。

4 風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び適正な利用の推進に関する事項

(1) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

前章「3 管理の基本方針」に示す方針に基づき、以下の点に留意する。

- ① 公園の風致景観保護の観点から、工作物の新築、樹木の伐採、土地の改変等の公園の資質を低下させる行為については、景観への支障が小さくなるよう指導する。
- ② 廃屋や老朽化又は損壊した施設（休憩所、看板、ベンチ等）については、撤去・改修等の対応がなされるよう関係機関と協力して所有者に働きかける。
- ③ 展望地、多目的園地として多くの人に訪れてもらえるよう維持管理に努める。
樹木が眺望景観を阻害している場所については、現在の利用状況及び地元住民の意向等を踏まえ、樹木の伐採・剪定を検討し、関係機関の適切な役割分担のもと、実施するものとする。また、伐採後、再び展望が阻害されることのないように、地元関係者の維持管理体制を確立する。
- ④ 地域ごとに特有な景観の維持に努める。
坂越、室津等の港町については、街並み景観と自然景観を一体のものとしてとらえ、町並みの保全、地域全体の風致景観の保全について関係機関、関係団体等と連携を図る。
家島諸島については、瀬戸内海国立公園の重要な景観の要素である内海多島海景観を保護し、自然とのふれあいのための利用の機会の提供を図るものとする。

(2) 適正な利用の推進

- ① 赤穂御崎集団施設地区及び家島諸島西島に位置する「兵庫県立いえしま自然体験センター」を中心とした自然観察会又は体験型イベントを積極的に開催し、利用者が主体的に自然と関わるふれあいの機会の提供及び自然景観の構成要素である歴史的・人文的背景の周知を図る。その際、地元自治体、自然公園指導員、公園事業執行者等の協力を求め、実施体制の整備を図るよう努める。
また、兵庫県が「ひょうごの森・川・海 再生プラン」に基づき実施する環境教育等とも連携を図る。
- ② 展望利用、自然学習等の利用者の多様な利用ニーズに応えるため、各主体が拠点の整備及び改修を図る。また、施設の清掃、維持管理、安全確保等の実施に当たって、利用上の支障が生じないよう事業執行者、関係機関と連携を図る。
- ③ 自然景観や人文景観等に関する情報収集及び既存ウェブサイト等の活用を図り、国、関係自治体等がマスコミ、観光協会、NPO 団体等と協力して、恒常的に瀬戸内海国立公園についての情報発信を行い利用の促進を図る。
環境省 国立公園ホームページ (<http://www.env.go.jp/park/setonaikai/index.html>)

- ④ 国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような利用については、関係機関との調整を図り、監視体制の強化又は利用者への指導に努める。

指定地以外でのキャンプ（デイキャンプを含む。）は、植生破壊、山火事の発生及びごみの散乱の原因となるため、行わないよう関係機関等と共に利用者の指導を行う。

- ⑤ ジェットスキー又はウインドサーフィンといったマリンスポーツの利用者への安全確保が十分に図られるよう、必要に応じて施設管理者等への指導又は公園利用者への注意の呼びかけを行う。

（３）地域の景観資源

① 相生市

ア 金ヶ崎

相生湾の東端に位置する金ヶ崎園地の広場からは、東は姫路方面から室津にかけて、西は赤穂方面にかけての海岸線を望めるほか、南側には家島諸島の浮かぶ播磨灘が一望できる。また、相生湾対岸の半島付け根の壺根から伸びる釜崎や、海面に浮かぶカキ筏など、瀬戸内の穏やかな風景を見ることができる。金ヶ崎園地の広場から岬の突端までの遊歩道を下りていくと、海岸部の切り立った岩場を見ることができる。また、海岸に沿って遊歩道が続く。

奈良時代の歌人山部赤人や浦山部赤人がこの地で歌を詠み、その歌が万葉集に記載されていることから、この岬は万葉の岬とも呼ばれている。



赤穂より望む



赤穂御崎方面を望む

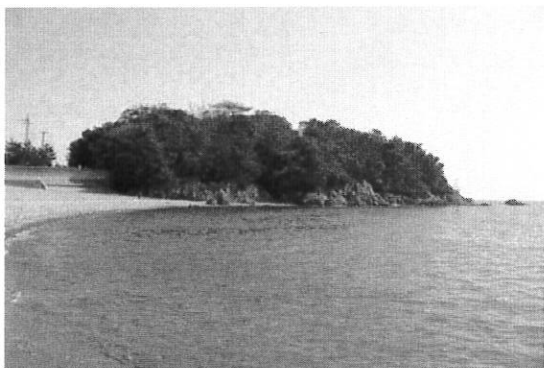


君島・蔓島を望む

② 赤穂市

ア 唐船山

千種川の河口の東岸にある兵庫県内で一番低い山で、標高は19m。登山口から山頂までは数分であるが、周囲に視界を遮るものがないため南側の播磨灘に浮かぶ家島諸島や小豆島を一望できる。



唐船山（千種川河口より望む）



山頂より家島諸島を望む

イ 赤穂御崎、福浦海岸、大塚海岸、丸山海岸

赤穂御崎からは、南側の家島諸島や小豆島、東側の相生市の金ヶ崎方面まで続く海岸風景を望むことができる。御崎から臨む夕陽は、日本の夕陽百選にも選定されている。

また、赤穂御崎園地は、播磨灘を背景にした桜の名所としても有名であり、岡山方面や姫路・神戸方面から多くの利用者が訪れる。

赤穂御崎から遊歩道で福浦海岸や大塚海岸に下りると、海岸部の岩場沿いに周遊することができる。

丸山海岸には野営場があり、夏にはキャンプ利用者や海水浴利用者が多く訪れる。御崎から丸山にかけての海岸は、陸地が海に沈んだ沈降海岸である。沈降海岸の岸壁は赤穂周辺の地質を構成する岩石の大部分を占めている流紋岩で、地下のマグマが地中深くでゆっくり冷えてできた半深成岩である。横たわったライオンのように見えることからそう呼ばれているライオン岩（福浦海岸）などは、岩石の柔らかい部分が波の浸食で削り取られてできたものである。

赤穂御崎園地の西側には、赤穂温泉街があり旅館が建ち並んでいる。また、御崎から坂越方面への道路からは、切り立った沈降海岸や播磨灘に浮かぶ島々、東側の金ヶ崎や室津方面へと続く海岸風景を眺めることができる。



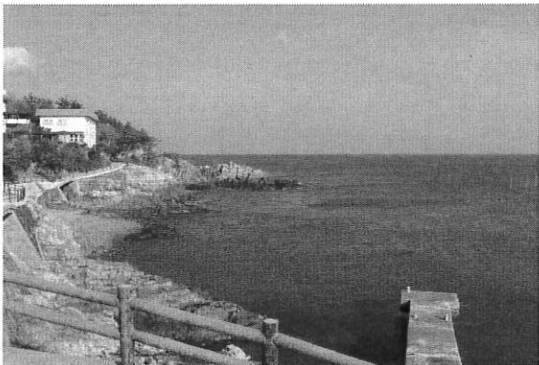
赤穂御崎（赤穂温泉より望む）



福浦海岸



丸山海岸



赤穂御崎



ライオン岩

ウ いきしま 生島

坂越の氏神である大避神社の沖の坂越湾に浮かぶ周囲 1,630m の小島である。

神域のため一般者は立ち入ることができないとされている島で、大避神社の年に一度の神事「坂越の船祭り」(国の記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財)の際にも島内には関係者しか立ち入ることができない。人の立入が制限されてきた結果、原始林的な照葉樹林が残る。常緑樹のスダジイ、アラカシなどから成る自然植生で、生島樹林として国の天然記念物に指定されている。



生島全景



お旅所

エ 坂越（公園外）

赤穂市東部の坂越湾に面する港町。伝統的建物群によるまち並みと坂越湾の美しい眺望で知られる。播磨灘に位置する天然の良港坂越浦に古代から開けた港町で、17世紀には瀬戸内海有数の廻船業（西廻り航路）の拠点として発展し、西国大名の参勤交代の港としても使われた。18世紀以降、北前船が停泊する日本海諸港の台頭によって内海の港町の多くが衰退するなかで、坂越は「赤穂の塩」を運ぶ拠点として明治時代まで栄えた。坂越浦から高瀬舟の発着場があった千種川まで続く「^{だいどう}大道」と呼ばれる通りの風格あるまち並みは、往時の坂越を今に伝えている。



大道



大道

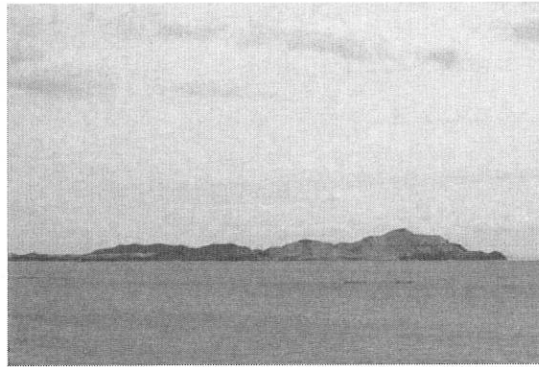
③ 姫路市家島町

ア 家島諸島

家島諸島は姫路市の沖合い 18km に位置し、東西 26.7km、南北 18.5km にわたり大小 40 余りの島嶼で構成される諸島である。家島、坊勢島、男鹿島、西島の 4 島以外は、面積が 1 km²未満の無人の小島で、これらの小島の多くには原生的な照葉樹林が残っている。



福浦海岸より望む（家島諸島）



唐船山より望む（西島）

イ 西島

家島諸島で最大面積を占める島で、島内では採石事業が行われている。採石の行われていない島の南東部には「いえしま自然体験センター（旧母と子の島）」があり、マリンスポーツやキャンプ、海水浴、ハイキング等を目的とした多くの利用者が訪れる。

島内には、小豆島や四国を背景に点在する小島を眺めることができる標高 188m の東大寺山などがある。



いえしま自然体験センター



高島を望む

ウ 家島神社

家島本島の北東、宮港の東の天神鼻に位置する神社である。神社の周辺一帯は、ウバメガシ、ヤブツバキなどの照葉樹の原生林が残っており、島で唯一の原生林である。



家島神社



天神鼻

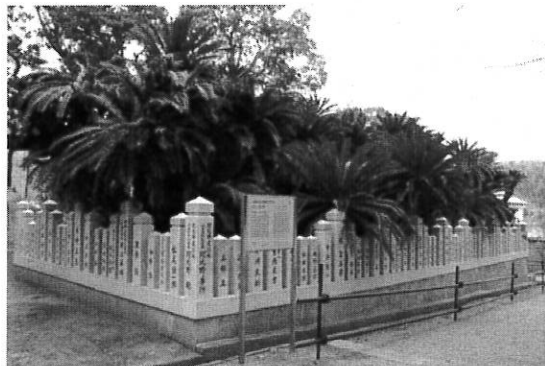
④ たつの市御津町

ア 賀茂神社

室津漁港南岸の岬に位置する。この神社は、京都の上賀茂神社の御厨の一つで、800～900年前の建立といわれている。5つの社殿とそれらを取り巻く回廊、正面の唐門は檜皮葺で、いずれも国の重要文化財に指定されている。神社への参道脇にはソテツの群生が見られ、県の天然記念物に指定されている。



境内



ソテツの群生

イ 室津（公園外）

賀茂神社が位置する地域は、藻振鼻（室津半島先端部）と金ヶ崎（相生市たつの市境）で囲まれた室津湾の更に東側奥にあることから、「室の如く静かな津」ということで「室の泊」と呼ばれたのがその名の始まりと伝えられる。万葉集には室津沖の唐荷島や鳴島を詠んだ歌があり、「摂播五泊」と呼ばれる攝津・播磨国の主要な港の一つとして栄えてきた。江戸時代の参勤交代の制度化によって、西国諸大名が室津で上陸し山陽道を江戸に向かったため、最盛期では本陣が6軒あった。当時を偲ばせる旧家は、現在では民俗資料館などとして残されている。



室津の町並み



室津の町並み



民俗資料

ウ 綾部山梅林

播磨灘に面した 24ha の広大な綾部山丘陵に位置する西日本を代表する梅林の一つとして知られている。梅林を含む綾部山一帯が新舞子園地として整備されている。梅が見頃を迎える頃には京阪神をはじめ、西日本各地から多数の利用者が訪れる。



西側の新舞子を望む

エ 新舞子

春は潮干狩り、夏は海水浴と多くの利用者で賑わう。大潮の際には 500m 以上潮が引き、全国でも有数の広大な干潟が現れる。干潟が朝日や夕日に照らし出された風景を求めて訪れるカメラマンも多い。



満潮時



海岸部より西側室津方面を望む



干潮時



西側室津方面を望む

5 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

本地域に係る取扱方針については、自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準（以下「許可基準」という））、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自計 171 号・環自国第 448-1 号環境庁自然保護局長通知）」（以下「細部解釈等」という。）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）」（以下「許可、届出等取扱要領」という。）及びこれらによらないことができる「瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（別記）によるほか、下記の取扱方針による。

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）」（以下「普通地域内処理基準」という）による。

行為の種類	取扱方針
全ての行為	基本方針 当該地域における行為については、以下について留意されたものであること。 ・ 周辺の自然景観及び人文景観を損なわない。 ・ 公園利用施設等及び海上からの眺望を損なわない。 ・ 貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けること。やむを得ず行為を行う場合は、その生息・生育地の分断等の行為による影響を考慮し、影響を最小限とする措置を講ずること。
1 工作物の新築、改築、増築 (1) 建築物	① 意匠・色彩・構造 奇抜な意匠は避け、自然公園にふさわしい落ちついた外観意匠とし、周囲の風致景観に調和した色彩を用いたものであること。 ア 屋根の形態 切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根であること。屋根勾配は 10 分の 3 以上で、著しい急勾配のものではないこと。ただし、特殊な用途の建築物又は敷地を同一とした母屋と必要不可分な車庫、倉庫等の小規模な建築物（建築面積 10 m²以下程度とする）にあつてはこの限りではない。 イ 屋根の色彩 焦げ茶系色（着色処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑系色（緑青のついた銅板葺を含む。）、暗灰系色又は黒色とする。木材等の自然素材を使用する場合は極力素材色であること。 ウ 壁面の色彩 茶系色、灰系色若しくはベージュ系統色又は木材等の自然素材の色とし、屋根

	の色彩との調和が図られたものであること。ただし、町屋、蔵等の地域の伝統建築の意匠であって、その意匠として漆喰塗り（白色）を用いる場合はこの限りではない。 ② 修景緑化方法 別紙3 修景緑化指針に適合するものであること。
(2) 道路	① 法面等の処理 道路法面は、擁壁等を設置することが不可欠である場合を除き、永続性のある緑化工により緑化すること。 緑化に際しては、擁壁工、法枠工、緑化ウォール工等の構造物を緑化工と併用することも可とする。 通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタル、落石防護ネット等の風致景観上の支障の軽減を図ることができる工法により対処されるものであること。ただし、通行の安全上、モルタル吹付以外の代替工法がないと認められる場合は、必要に応じてセメントの明度を下げるか、ツル性植物等により緑化を行う等の風致景観上の支障を軽減する措置がとられるものに限り、モルタル吹付を認める。 ア 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げのもの又は灰色若しくは焦げ茶色塗装のものであること。 イ 擁壁 原則として現地産自然石と同種の自然石を用いるものとする。やむを得ずコンクリートブロック積み又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石を模した表面仕上げとするものであること。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 ② 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードパイプ又はガードロープとし、その色彩は亜鉛メッキ仕上げのもの又は焦げ茶色若しくは灰色塗装のものであること。やむを得ずガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げのもの又は、焦げ茶色若しくは灰色塗装のものであること。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び路上からの風致景観に配慮する必要のない場所にあつては、この限りでない。 ③ 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等により廃道となる部分及び工事跡地は待避所等に活用される場所を除き、舗装を除去した上で速やかに修景緑化が行われるものであること。 ④ 残土処理方法

	原則として国立公園区域外に搬出し、適正に処理する。 ただし、国立公園内の許可を得た又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。 ⑤ 修景緑化方法 別紙3 修景緑化指針に適合するものであること。 ⑥ 附帯施設の取扱い 附帯施設の設置は、その規模及び数量が必要最小限と認められるものであること。また、公園利用施設及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意された位置・色彩であること。
(3) 鉄塔、アンテナ	① 基本方針 設計に当たって、設計に際して事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致景観上の影響等が十分に検討されているか審査する。 ② 位置 ア 主要展望対象及び主要展望地からの展望又は眺望を阻害する位置に設置されるものでないこと。 イ 公園利用施設等から極力望見されない位置に設置されるものであること。 ③ 材料、色彩 公園利用施設等から見た場合に稜線を越えない場合は焦げ茶色塗装で、稜線を越える場合は亜鉛メッキ仕上げのもの又は灰色塗装であること。航空障害対策を講じなければならない場合は原則として塗色でなく、極力標識灯の設置によるものであること。 また、既存施設で既に塗装しているものは、可能な限り塗り替えの際、標識灯による航空障害対策に切り替えるものとする。
(4) 電柱	① 基本方針 新設に当たっては、設計に際して事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致景観上の影響等が十分に検討されているかに留意する。 ② 位置 ア 主要展望対象及び公園利用施設等からの展望又は眺望を阻害する位置に設置されるものでないこと。 イ 公園利用施設等から極力望見されない位置に設置されるものであること。 ③ 材料、色彩 原則として、コンクリート柱は素地色、鋼管柱及び鋼板柱は亜鉛メッキ仕上げの

	ものであること。ただし、林内においては付近の状況にとけこむよう焦げ茶色に塗装されるものであること。 ④ 共架 電力線と電話線が並行する場合は共架されることを原則とし、既存のものは建て替え等の際に可能な限り共架を図る。 ただし、共架により風致景観上の支障が大きくなる場合又は重大な管理上の支障がある場合にはこの限りではない。 ⑤ 地下埋設等 公園利用施設等の周辺及び集団施設地区等の公園利用上特に重要な場所にあつては、架線の設置は避け、可能な限り地下埋設化またはルート変更を図る。 ⑥ 広告物 営業広告物の掲出又は表示が行われるものでないこと。
(5) 砂防・治山施設	① 基本方針 新設に当たっては、設計に際して事前にその必要性、風致景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討されているか留意する。 ② 材料、色彩 現地産自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げのものであること。ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び施工上困難と認められる場合にあっては、この限りでない。 落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げのもの又は灰色若しくは焦げ茶色塗装であること。ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあっては、この限りでない。
(6) 海岸保全施設、防波堤等	① 基本方針 自然海岸への設置については、瀬戸内海国立公園指定理由である多島海景観に著しい支障を及ぼすため、認めない。ただし、既に災害や浸食を受け、又は受けるおそれが極めて大きい場合であつて、他の方法によつては防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合は、この限りではない。 なお、設置する場合は、下記に留意するものとする。 ア 埋立てを伴わないものであること。 イ 離岸堤は可能な限り潜堤とすること。 ウ 原則として、突堤は自然石積みとし、可能な限り潜堤であること。公園利用施設等及び海上からの眺望に著しく支障を与えないこと。 エ 施設の設置によつて生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことを明らかにすること。

	② 材料、色彩 現地産自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げのものであること。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。
2 木竹の伐採	基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本とし、地域の風致景観に配慮した施業とする。 良好な照葉樹林並びに地域を特徴づける貴重な野生動植物の生息地及びその周辺等においての伐採は極力避けること。
3 土石の採取（露天掘り） 西島（姫路市）のみ	① 基本方針 国立公園指定以前から生業として行われている地域であるが、風致景観上の支障を最小限とするよう、以下の点に留意する。 ② 既存の採石権の設定区域における継続事業についての取扱いは、下記のとおりとする。 ア 採取期間は5年とし、これを超えて採取する場合は更新手続きを行うものであること。 イ 最終残壁となる法面については、郷土産在来種の植物により緑化を行うものであること。この場合、原則として保存した表土を客土として利用するものであること。ただし、客土量が不十分になる等、保存表土のみでは適切な客土が行えない場合等についてはこの限りではない。 ウ アの更新手続きは、最終残壁となる法面の適正な修景緑化の履行を確認できた場合に限って行うものであること。 ③ 新たに採石権の設定を行う場合又は既存の隣接する複数の採石権の設定区域を統合する等採石権の特定区域を変更する場合については、取扱いを下記のとおりとする。 ア 主要な展望地から見た採石後の風致景観が従前より好ましい状態となることを条件とするものであること（事業者において、事前に総合調査を行う。）。 イ 修景緑化の履行が担保されることを条件とするものであること。 ウ 修景緑化の方法は、②イに同じ。

4 広告物の設置	① 営業用広告物 使用する色彩は、白、黒、緑、青、茶系色のうち3色以内を使用すること。電柱への広告物の掲出又は表示は認めない。 ② 誘導標識、地区案内板 ア 誘導標識は、乱立を避け、複数設置される場合は極力統合が図られたものであること。意匠統一され、表示板の色彩は焦げ茶色、文字は白色を基本とする。 イ 案内図の色彩の種類は、必要最小限の使用にとどめられたものであること。 ③ その他の広告物 上記①及び②に準じて、風致景観の保護上支障のないよう配慮されたものであること。
5 水面の埋立て	① 基本方針 海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風致の重要な要素をなすものであるので、適正な保護を図るため、水面の埋立ての取扱方針及び措置命令の処理基準については、別紙1「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針」によるものとする。 ② 特別地域地先水面の埋立て ア 原則として許可しない。ただし、次の各号の要件に該当する場合にあってはこの限りではない。 (a) 地域住民の日常生活に必要なもの及び農業又は漁業用に供されるものであって、必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。 (b) 既に人工海岸又は半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合。 イ 自然環境等に与える影響を調査し、風致景観への著しい支障がないよう適正な措置が講じられるものであること。 ウ 公園利用者の目につきやすい場所にある護岸等の工作物は、自然石又はそれに模したブロック仕上げとする等、風致景観上の支障の軽減が図られるものであること。 エ 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法によるものであること。
6 その他 (1) マリーナ	基本方針 1 「工作物の新築、改築、増築」及び5 「水面の埋立て」に関する取扱方針によるほか、別紙2 「マリーナの取扱方針」によるものとする。
(2) ゴルフ場の造成	「国立公園内普通地域内におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成2年6月1日環自保第343号）によるものとする。

(別記) 瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

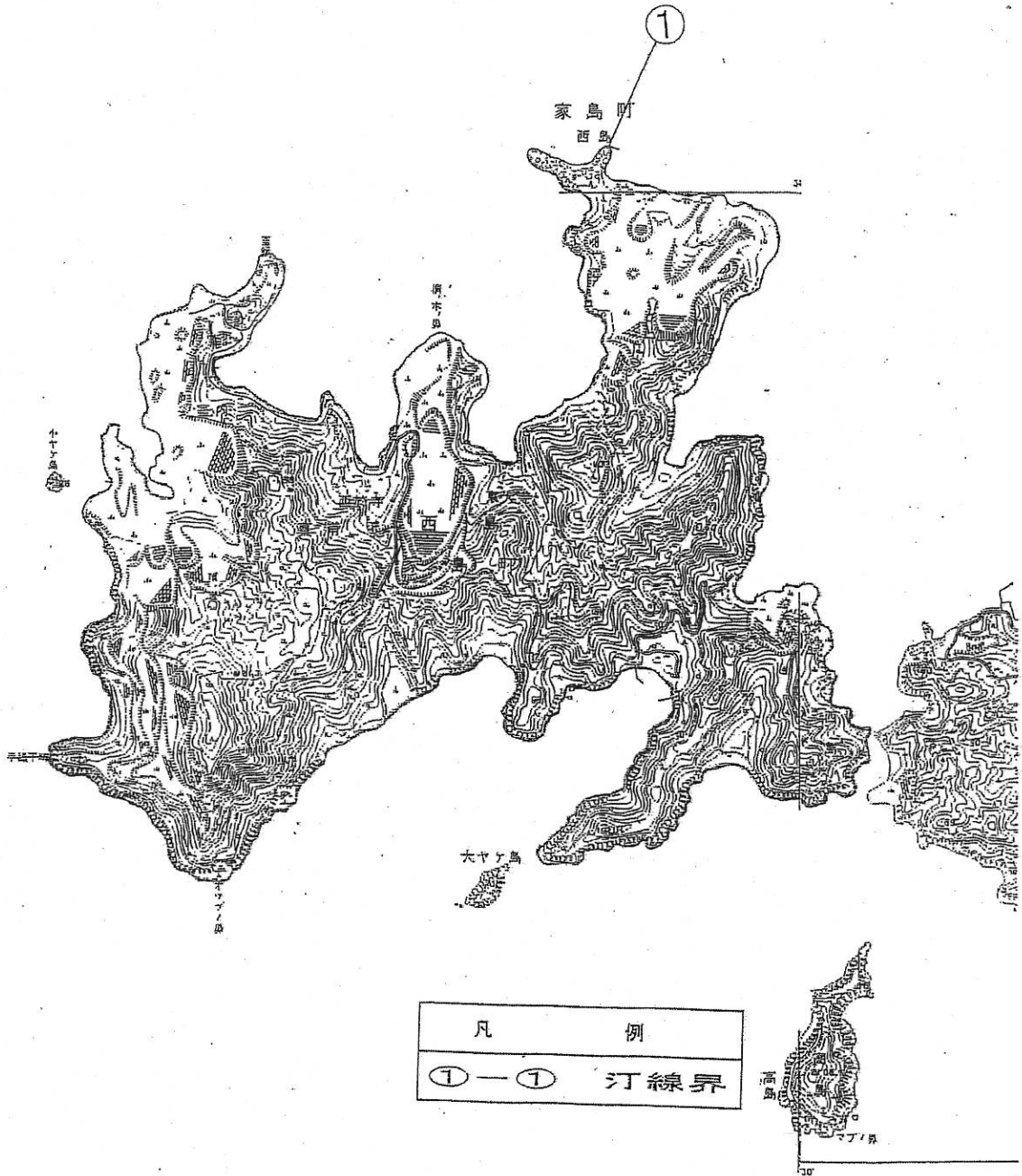
平成 12 年 10 月 3 日付け環境庁告示第 67 号

西播地域関係地区のみ掲載

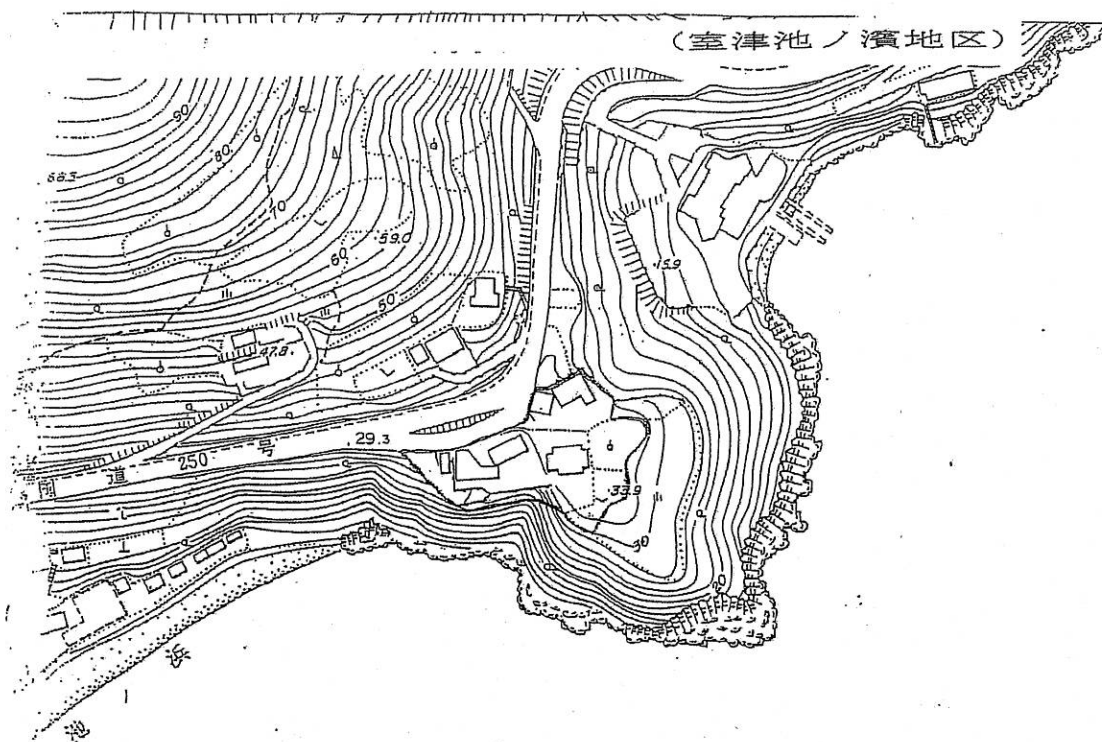
特定地域	特定行為
1 西島地区 兵庫県須磨郡家島町大字坊勢及び大字真浦の各一部（現姫路市家島町）	西島地区内において行われる規則第十一条第十七項に規定する行為については、同項中「次のいずれか」とあるのは「第一号から第四号までに掲げるとおり」と、同項第一号中「法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可を受け、又は法第二十条第六項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第二号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準」とあるのは「イ及びニ」と読み替えて、同項の規定を適用する。
2 黒崎地区 兵庫県揖保郡御津町大字黒崎の一部（現たつの市御津町）	黒崎地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第三号まで及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。 2 黒崎地区内において行われる規則第十一条第五項に規定する行為については、同項中「前項第一号及び第二号」とあるのは「前項第一号及び瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年十月環境庁告示第六十七号）第九条第一項の規定により読み替えられた第四項第二号」と、「次のとおり」とあるのは「第一号に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。 3 黒崎地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。
3 室津地ノ濱地区 兵庫県揖保郡御津町大字室津の一部（現たつの市御津町）	室津池ノ濱地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの又は水産食料品製造業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて第一項第二号から第五号までに掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。
4 大浦地区 兵庫県揖保郡御	大浦地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第三号までに掲げるとおり」と、同

特定地域	特定行為
津町大字室津の一部（現たつの市御津町）	項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。 2 大浦地区において行われる規則第十一条 第五項に規定する行為については、同項中「前項第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする」とあるのは、「前項第一号及び瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年十月環境庁告示第六十七号）第十一条第一項の規定により読み替えられた第四項第二号の規定の例による」と読み替えて、同項の規定を適用する。 3 大浦地区において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次の」とあるのは、「第五号までの規定の例によるほか、第一号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(西島地区)



瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例



1:2,500

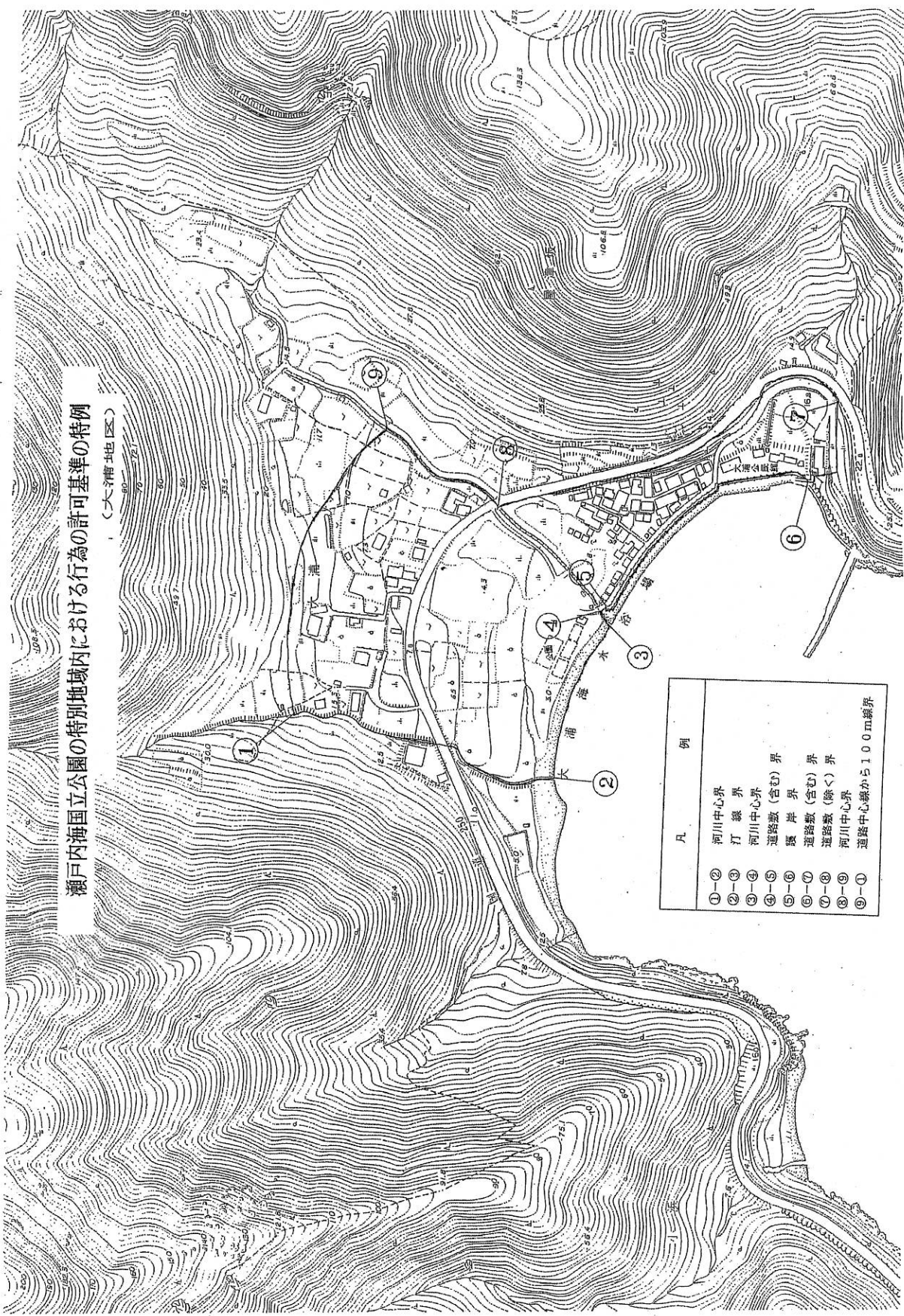
特 例 区 域

(兵庫県揖保郡御津町室津字池ノ濱の一部)

特例区域

* 境界線は土地所有別界とする。

瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例



瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(大津南地区)

凡	例
①-②	河川中心界
②-③	打 越 界
③-④	河川中心界
④-⑤	道路敷(含む) 界
⑤-⑥	護 岸 界
⑥-⑦	道路敷(含む) 界
⑦-⑧	道路敷(含む) 界
⑧-⑨	河川中心界
⑨-①	道路中心線から100m線界

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401003 号 自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という。）によるほか、下記の取扱方針による。（一部重複して記載している事項を含む）。

事業の種類	取扱方針
全ての事業	基本方針 公園事業の執行に当たっては、以下について留意するとともに、各項に掲げる要件に適合すること。 ・ 周辺の自然景観及び人文景観を損なわない。 ・ 公園利用施設等及び海上からの眺望を損なわない。 ・ 貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避ける。やむを得ず行為を行う場合は、その生育地等の分断等行為による影響を考慮し、代替措置を講ずる。 ・ 附帯施設の規模及び数量は、想定される利用に見合った適切なものとし、設置する場合は、公園利用施設等及び海上からの眺望に著しく支障を与えないような位置・色彩となるよう留意する。 ・ 附帯施設としての案内板、解説板等の設置に当たっては、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。 ・ 土地の造成、木竹の伐採等が発生する場合は、これらによる風致景観上の支障が小さいものであること。 ・ 当該地の地形等を活用したものであること。 ・ 附帯施設も含め、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全配慮策を講ずること。また、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するとともに、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。
1 道路（車道）	① 法面の処理方法 原則として永続性のある緑化工により緑化するものとする。この場合、法面の安定のため擁壁工、法枠工、緑化ウォール工等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。 通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。ただし、交通の安全上、モルタル吹付以外の代替工法がないと認められる場合は、可能な限りつる性植物等により緑化をするものとする。 ア 落石防護柵及び落石防護ネット 亜鉛メッキ仕上げのもの又は灰色若しくは焦げ茶色に塗装する。 イ 擁壁 現地産自然石及び同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとする。やむを得ない理由で化粧型枠を使用する場合は、明度を下げる等により風致保護上の支障の軽減を図ることとする。

	ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 ② 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードパイプ又はガードロープを用いることとし、その色彩は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色若しくは灰色とする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色若しくは灰色に塗装するものとする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 ③ 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等により廃道となる部分及び工事跡地は速やかに整理し、待避所等に活用される場所を除き速やかに舗装を除去した上で修景緑化を行う。 ④ 残土処理方法 原則として国立公園区域外に搬出し、適切に処理する。 ただし、国立公園内の許可を得た又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。 ⑤ 修景緑化方法 別紙3 修景緑化指針に適合するものであること。 ⑥ 附帯施設の取扱い 建築物の意匠、色彩及び構造は、3 宿舍③に準ずる。また、既存の展望地においてユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れること。 ⑦ 通景の確保 道路沿線の眺望が優れた箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。 ⑧ 管理運営方法 ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また管理者は、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。
2 道路（歩道）	① 基本方針 人と自然とのふれあいを高めることを目的とした歩道を整備するものとし、整備に当たっては利用者の安全確保、侵食防止等に配慮する。

	② 附帯施設の取扱い 建築物の意匠、色彩及び構造は、3 宿舍③に準ずる。また、既存の展望地においてユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れること。 ③ 通景の確保 道路沿線の眺望が優れた箇所については、展望を確保するため、枝払い等適切な措置を行い、通景の確保に配慮する。 ④ 管理運営方法 ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また管理者は、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。
3 宿舍	① 基本方針 宿舍事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。 ア 旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるもの。 イ 宿泊収容力が 20 人／日以上のもの。 ウ 不特定多数の者の利用に供するもの。 ② 高さ 建築物の高さ（地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差。）は、20m以下とし、既に 20mを超えるものについては、増改築に際して既存の高さをこえないものとする。ただし、高架水槽、昇降機等建築物の管理または機能上特に必要と認められるものを除く。 ③ 意匠、色彩及び構造 ア 基本的な考え方 奇抜な意匠は避け、自然公園にふさわしい落ちついた外観意匠とし、周囲の風致景観に調和した色彩を用いることを基本とする。 イ 屋根の形態 切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とする。また、屋根勾配は 10 分の 3 以上とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。ただし、敷地を同一とした母屋及び必要不可分な車庫や倉庫等の小規模な建築物（建築面積 10 m²以下とする）にあつてはこの限りではない。 なお、現在勾配屋根でない建築物については、増改築等に際し、増改築部分については勾配屋根又は傾斜パラペットを設置するものとする。

	ウ 屋根の色彩 屋根又はパラペットについては、焦げ茶系色（着色の処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑系色（緑青のついた銅板葺を含む。）または暗灰色系色とする。 エ 壁面の色彩 茶系色、灰色系色、ベージュ系色もしくは木材等の自然の素材の色とし、屋根の色彩との調和を図り、風景に溶け込ませるものとする。 町屋や蔵など地域の伝統建築の意匠を用いる場合は漆喰塗り（白色）も可とする。 ④ 修景緑化方法 別紙3 修景緑化指針に適合するものであること。 ⑤ 附帯施設の取扱い テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）による。 駐車場や浄化槽等を設置する場合は、各施設の収容力に応じた適切な規模を確保すること。
4 園地	① 基本方針 展望地、海浜、樹林地等の各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策等といった 人と自然とのふれあいを高めるよう配慮する。施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展望地においては、防護柵、標識、案内板等が展望を阻害することのないよう、設置について十分配慮する。 ② 附帯施設の取扱い ア 休憩所、展望施設、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。 イ 自然に対する理解を深めるとともに利用の効果を高めるため、案内板、解説板、指導標等を適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。 ウ 展望施設については、できる限り平屋建てとする。 エ 展望台等の特別な用途の建築物を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は3 宿舎③に準ずる。 ③ 通景の確保 優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。

	④ 管理運営方法 ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。また設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。このほか、管理者は危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。
5 野営場	① 基本方針 海浜地、山間部等の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝や海浜利用等を通じて人と自然のふれあいを高めるように配慮する。 ② 附帯施設の取扱い 建築物の意匠、色彩及び構造は、3 宿舎③に準ずる。ただし、例年季節的に仮設する建築物については、この限りではない。 ③ 管理運営方法 ア 残飯等のごみは、ごみ捨て場を指定し十分な管理と回収を行う。 イ 本地域は山火事が多いため、利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。 ウ ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。また設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。このほか、管理者は危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。 エ 安全管理（枯損木等の処理等）を十分に行う。
6 休憩所	① 基本方針 利用者が快適に利用できるよう整備及び管理を行う。また、利用者へ情報等の提供を行う。 ② 附帯施設の取扱い 建築物の意匠等は、3 宿舎③に準ずる。 ③ 管理運営方針 ゴミ箱、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。また、設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。このほか、管理者は危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。
7 水泳場	① 基本方針 海岸の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。

	② 附帯施設の取り扱い 建築物の意匠等は、3 宿舍③に準ずる。ただし、例年季節的に仮設する建築物については、この限りではない。 ③ 管理運営方法 ゴミ箱、吸い殻入れ等は、十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。また、設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 このほか、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。
8 舟遊場	① 基本方針 海洋レクリエーションのための栈橋を整備する。 ② 施設の取扱い ア 海岸線を著しく改変しないよう配慮した整備内容とし、極力埋立ては行わない。 イ 施設規模は、過大とならないよう必要最小限とする。 ウ 台風等で船が漂流しないよう船庫等の管理施設の充実を図る。 エ 船の維持管理上発生する汚水または排水を直接海へ放流しない。 オ 建築物の設置が必要となる場合、その意匠等は、3 宿舍③に準ずる。 ③ 管理方針 ゴミ箱、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。また、設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。このほか、管理者は危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。

6 その他国立公園の適正な保護及び利用の推進のために必要な事項

(1) 地域の美化修景に関する事項

① ごみの投げ捨て防止、持ち帰りの徹底

公園利用者の快適な利用を促進するため、日頃から各事業者において利用拠点周辺の美化修景に努める。自然公園クリーンデー（8月の第1日曜）を中心にごみの投げ捨てを防止し、持ち帰りを徹底する。特に次の点に留意する。

ア ゴミ箱は、十分な管理及び回収が可能でかつ利用上必要不可欠な場所以外には設置しないものとする。

イ 清掃体制の強化や不法投棄の予防に努めるよう地元住民等への指導を行う。

ウ 公園利用者への普及啓発を推進するとともに市民に清掃活動への参加を呼びかけ、ごみの持ち帰りを徹底する。

エ 車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要請するとともに、ごみの投げ捨て防止の啓発を図る。

オ 海洋を汚染し、利用者に不快感を与える行為（釣り客等の利用者によるごみの散乱、海へのごみの投棄、カキ筏の放置等）が後を絶たないことから、普及啓発、巡回、制札の設置、関係団体の指導等について関係機関と協力して対応に当たる。

② 通景の確保、適切な維持管理

主要な展望地等において優れた眺望を確保するため、管理者等は通景の確保に配慮し、枝払い、抜き伐り等を適宜実施するものとする。利用者の快適性を確保するため、公園利用施設等においては、施設管理者が巡視、点検や草刈り、清掃等を定期的を実施するものとする。

また、利用者の安全確保のため、道路沿線など利用の多い箇所を中心に、危険箇所の有無等を確認し、必要に応じ危険木を除去する等の対策を講じる。

③ 野立広告物の追放

国立公園の風致景観及び快適な利用環境を守るため、地元自治体と協力して野立広告物の追放を図る。

(2) 各種団体との連携に関する事項

当該地域は、住民の居住地に近接し地域住民の憩いの場となっている。近年の環境保全意識の高まりもあり、公園利用者又は地域住民が公園の運営管理に参加することも期待できる。

このため、地域において公園管理にかかわる活動を行っている団体の動向及び意向を把握するとともに、利用者のニーズを的確に反映し、多様な主体の参画を得て、公園の管理水準を向上させることを目指す。

「瀬戸内海国立公園（西播地域）関係機関連絡会議」（関係機関連絡会議を年一回程度開催）において、瀬戸内海国立公園（西播地域）の活性化のため情報交換を行い、各団体との連携のあり方、国立公園での各種活動への参画を促すための体制等を検討していく。

(参考) 公園内で自然環境保全に資する活動をしている主な団体

① 清掃団体

ア 兵庫県自然公園美化推進協議会

(a) 設置目的

自然公園法第 19 条（清掃の保持）の趣旨に基づき、国・兵庫県・市等と協力し、兵庫県内自然公園の自然環境を清潔に保持すること。

(b) 事業内容

- ・公園利用者がもたらすごみ等の廃棄物の収集、運搬、処分等の美化清掃活動事業
- ・美化思想の普及啓発に関する事業
- ・国・県及び市の自然公園に関する施策への協力

(c) 事務局

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課

イ 公益財団法人赤穂市文化とみどり財団

(a) 設置目的

赤穂市赤穂御崎地区の自然を美しく保持するとともに健康で快適な利用の行える公園とするため清掃活動を行うこと。

(b) 事業内容

- ・地区内の清掃活動事業、自然保護に関すること
- ・県で整備した施設の管理に関すること
- ・地区内の環境衛生に関すること
- ・地区内の標識、公園施設等の補修に関すること
- ・地区内の利用者の自然保護思想及び清掃思想の普及に関すること
- ・地区内の利用者指導、災害防止等に関すること

(c) 事務局

公益財団法人赤穂市文化とみどり財団

② 自然ふれあい活動

ア 公益財団法人兵庫県青少年本部

(a) 設置目的

青少年問題の持つ重要性に鑑み、広く県民の総意の下に青少年健全育成活動を推進し、明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

(b) 事業内容

- ・青少年の健全育成に関する普及及び啓発
- ・青少年の健全育成に関する調査及び研究
- ・青少年の健全育成を図るための指導者の養成
- ・青少年のグループ活動の促進
- ・青少年の国際交流事業の実施

- ・ 青少年活動施設の管理運営の受託
- ・ 勤労青少年の文化、スポーツ、レクリエーション活動の促進
- ・ その他前項の目的を達成するために必要な事業

(c) 事務局

財団法人兵庫県青少年本部

(3) その他事項

前各項目のほか、次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

- ① 許認可手続きの迅速化及び問題のある事案についての早期連絡調整を図る。
- ② 関係法令との齟齬が生じないよう、他機関との調整を図る。

別紙 1 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

（1）埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、原則として次の各事項のいずれかに該当すること。

- ① 地域住民の日常生活に必要なもの。
- ② 港湾又は漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ③ 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- ④ 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

（2）埋立位置に関する事項

- ① 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
 - ア 特別保護地区及び特別地域（ともにその周辺を含む）
 - イ 自然海岸
- ② 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- ③ 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

（3）環境及び風景の保全に関する事項

- ① 埋立ての規模及び形状が適切であること。
- ② 埋立地の利用計画が明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- ③ 埋立地に設置される工作物の規模及び形態が、周囲の風景と調和するものであること。特に、リゾート開発に伴う施設、高層建築物及び巨大工作物等の風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。
- ④ 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- ⑤ 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合い及び堆砂、洗掘等による隣接海岸への影響の度合いが軽微であること。
- ⑥ 周辺の海水浴場等利用拠点に与える影響が軽微であること。
- ⑦ 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法が採られていること。

（4）その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第 13 条第 1 項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」（昭和 49 年 5 月 9 日瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

別紙2 マリーナの取扱方針

国立公園内のマリーナについては「国立公園事業取扱要領」、自然公園法施行規則第11条、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」によるほか次によって取り扱う。

(1) マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート、水上バイク等）を係留、保管するための施設（栈橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。

(2) 公園計画に適合するマリーナは公園事業として、執行するよう指導する。

(3) 公園事業以外のマリーナの取扱は、以下の通りとする。

① 次の地域においては、原則として認めない。

ア 特別保護地区、海域公園地区及び第1種特別地域

イ 貴重な自然的性質を有する地域のうちアに準じた取扱いをする必要があると認められる地域

ウ ア及びイの地先及び周辺の海域

② ①以外の特別地域にかかるマリーナについては、次の各号の要件を満たさない場合は原則として認めない。

ア 自然海岸の埋立てをしない等の風致の保護上著しい支障とならないものであること。

イ 自然海岸以外の埋立てについては最小限とすること。

ウ 係留施設の規模が過大でないこと。

エ 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。

オ 船舶の陸上保管場所や附帯施設は、可能な限り既存陸上部に設けること。

カ 船舶の陸上での保管は、最小限とすること。

キ 野生動物の生息・生育に重大な影響を及ぼさないものであること。

ク 海水浴場等への影響が軽微であること。

③ 普通地域のみにかかるマリーナについては、②の各号の要件を満たすよう指導する。

別紙3 修景緑化指針

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないように以下の点及び「自然公園における法面緑化指針（案）」（平成20年3月環境省自然環境局）に留意のうえ、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

① 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとする。

② 裸地の緑化

工事に伴いやむをえず生じた裸地及び現在裸地になっている場所については、緑化する。ただし、自然回復が望める裸地については土砂流出の十分な防止措置を講じることで足りるものとする。

③ 緑化に使用する草本類

一部の法面等の樹木による緑化が困難な場所では、種子吹付けを行うものとする。

緑化に使用する種子は原則として郷土産在来種のものを使用するものとし、使用する草本種はノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等とする。特別保護地区、第1種特別地域及び貴重な自然を有している地域では郷土産在来種以外の草本種は使用しない。

④ 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、修景緑化樹種一覧を参考とし、原則として郷土産在来種の樹木による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。特別保護地区や第1種特別地域及び貴重な自然を有している地域では郷土産在来種以外の樹木は使用しない。

⑤ 道路については、特に次の事項を留意する。

ア 道路を新設、増設又は改設する場合は、既存の樹木はできる限り残すものとし、移植可能な樹木は緑地帯等に移植する。また、大径木の樹木がある場合は道路線形の変更も検討する。

イ 道路沿いの空地には郷土産の植物により緑化する。

ウ 道路を新設、増設、改設に伴い大きな法面が生じる場所は、原則として法面を数段に分けて犬走りを設け、犬走りに低木を植栽する。

⑥ 建築物等の工作物の周辺については、次の事項に留意する。

ア 建築物等の周辺に修景が必要な場合には、郷土産もしくは国内産の植物により緑化する。

イ 建築物等の人工物を隠ぺいする必要がある場合には、郷土産もしくは国内産の植物により緑化する。

修景緑化樹種一覧

① 高木

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期(月)	潮害	大気汚染
アカガシ	速	中	陰	常高(20)		中	中
アカマツ	速	乾	陽	常高(40)		弱	弱
アカメガシワ	速	中	陽	常高(10)			
アキニレ	速	湿	半陽	落高(10)		強	中
アベマキ	速	中	陽	常高(15)		中	
アラカシ	速	中	半陽	常高(15)		強	中
イイギリ	速	中－湿	陽	常高(15)	果(10-11)		
イスノキ	中	乾	半陽	常高(20)	花(4-5)	強	強
イヌマキ	遅	湿	陰	常高(15)		強	中－強
イブキ	遅	乾	陽	常高(15)		強	強
イロハモミジ	速	湿	半陽	落高(10)	葉(10-11)	中	中
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常高(10)		強	強
ウラジロノキ	速	乾	陽	落高(15)	葉・果(9-10)		
エノキ	速	中－湿	半陽	常高(20)		中	中
オガタマノキ	遅	中	陰	常高(15)	花(3-4)	中	中
カクレミノ	遅	湿	陰	常高(10)		強	
カゴノキ	中	中	陰	常高(15)			
カラスザンショウ		中	陽	落高(7)			
クサギ	速	中	陽	落高(8)	花(7-9)		
クスノキ	速	中	半陽	常高(25)		中	強
クロガネモチ	遅	湿	陽	常高(10)	果(11-1)	強	
クロキ	中	中	陰	常高(10)			
クロマツ	速	乾	陽	常高(40)		強	中
コナラ	速	中	陽	常高(20)		中	中
コブシ		湿	陽	常高(8)	花(3-4)		
サカキ	速	中	陰	常高(10)		中	中
ザイフリボク	速	乾	半陽	落高(10)	花(4-5)		
シュロ	遅	中	陰	常高(8)		強	中
シラカシ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
スダジイ	速	湿	半陽	常高(25)		強	強
センダン	速	中－乾	陽	落高(15)	花(5-6)	中	中
タブノキ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
タラヨウ	中	中	陰	常高(10)	果(11-1)	中	中
ナギ	遅	中	陰	常高(15)		強	弱

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期(月)	潮害	大気汚染
ナナミノキ	中	湿	半陽	常高(10)	果(11-2)		
ナラガシワ	速	中	陽	落高(16)			
ナリヒラダケ	速	中	陽	常高(8)			強
ニワウルシ	速	乾	陽	落高(20)		中	強
ネズミサシ	遅	乾	陽	常高(10)		強	強
ネムノキ	速	中	陽	落高(10)	花(6-7)	強	
ハゼノキ	速	中	陽	落高(10)	葉(10-11)		
ヒイラギ	遅	乾	陰	常高(8)	花(10-11)	強	強
ヒメユズリハ	遅	中	陰	常高(10)		強	中
ビワ		中	陽	常高(10)	花(11-2)果(6)		
フジキ	速	中	陽	落高(10)	花(6)		
マダケ	速	中	半陽	常高(15)		中	強
マテバシイ	速	中	陽	常高(10)		強	強
ミカン類		中	陽	常高	果(10-11)	中	強
ミズキ	速	湿	半陽	落高(15)	花(5-6)	中	強
ムクノキ	速	中	半陽	落高(20)		強	強
モウソウチク	速	中	半陽	常高(15)		中	強
モチノキ	遅	中	陰	常高(10)	果(11-12)	強	強
モッコク	遅	湿	陰	常高(10)	果(10-11)	中	中
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常高(10)	花(2-4)	強	中
ヤブニッケイ	中	中	陰	常高(15)		弱	
ヤマザクラ	速	中	陽	落高(20)	花(3-4)		弱
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常高(20)		強	中
リョウブ	中	中-乾	陽	落高(10)	花(7-8)		
リンボク	中	中	陰	常高(10)			

② 低木

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期	潮害	大気汚染
アジサイ類		湿	半陽	落低(2)	花(6-7)		
アオキ	速	湿	陰	常低(3)	果(11-3)	強	強
イヌツゲ	遅	中	半陽	常低(3)		強	強
イボタノキ	速	中	半陽	常低(2)			
ウツギ		中	半陽	落低(2)	花(5-6)		
ウメモドキ	中	中	陽	落低(3)	果(10-1)	中	中
エニシダ	速	乾	陽	落低(1.5)	花(5-6)		強
オカメザサ		中	陰	常低(1)			強

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期	潮害	大気汚染
カナメモチ	速	中	半陽	常低(3)	果(10-11) 葉(5)	弱	中
クチナシ	速	中	半陽	常低(2)	花(6-7)	中	中
コパノミツバツツジ		中	陽	落低(3)	花(4-5)		
コマユミ	中	中	半陽	落低(2)	果(10-12)	中	弱
ゴマギ	中	湿	半陽	落低(3)	花(5)(9-10)		
サザンカ	遅	中	陰	常低(3)	花(10-3)	中	弱
サツキ	速	中	陰	常低(2)	花(5-6)	弱	強
サンショウ	速	中	半陽	落低(3)			
シキミ	遅	湿	陰	常低(3)	花(3-4)		
シモツケ	速	乾	半陽	落低(1)	花(5-7)	中	弱
シャシャンボ	遅	乾	陰	常低(3)			
シャリンバイ	中	中	陽	常低(2)	花(5-6)	強	中
シロヤマブキ	速	中	半陽	落低(2)	花(4-5)		中
ジンチョウゲ	遅	中	陰	常低(2)	花(3-4)	中	中
センリョウ	遅	湿	陰	常低(0.5)	果(11-2)	弱	弱
タイミンタチバナ	遅	中	半陽	常低(3)			
チャノキ	遅	中	陰	常低(1.5)	花(10-11)	弱	中
ツゲ	遅	中	陰	常低(3)		強	中
テリハノイバラ	速	乾-湿	陽	落低(0.5)	花(5-7)	強	
トベラ	速	乾-湿	陽	常低(3)	花(5-6)	強	強
ナワシログミ	速	中	陰	常低(2)	果(5-6)	強	強
ナンテン	遅	中	半陽	常低(2)	花(7) 果(10-2)	強	中
ニワトコ	速	中	半陽	落低(3)			
ネジキ	遅	乾	陽	落低(3)	花(6-7)		
ネズミモチ	速	乾-湿	陰	常低(3)		強	強
ノイバラ	速	中-乾	陽	落低(2)	花(5-6)		
ハイビャクシン	遅	乾	陽	常高(0.5)		強	強
ハコネウツギ	速	乾-湿	陽	落低(3)	花(5-6)		
ハマゴウ		乾	陽	落低(2)	花(7-8)	強	
バイカウツギ	速	中	陽	落低(2)	花(5-6)		
ヒイラギナンテン	遅	中	半陽	常低(1.5)	花(3-4)	中	強
ヒサカキ	遅	乾	陰	常低(3)		強	強
マサキ	速	乾-湿	陰	常低(3)	果(11-2)	強	強
マユミ	中	湿	半陽	落低(3)	果(10-12)		
マンリョウ	遅	中	半陽	常低(0.5)	果(11-4)		

和名	生長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期	潮害	大気汚染
ミヤコザサ	速	中	陰	常低(0.5)			弱
ムクゲ	速	湿	陽	落低(3)	花(8-10)	中	強
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落低(1.5)	果(10-11)		
モクレン	速	中	陽	落低(3)	花(4)	弱	中
モチツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(5)	中	強
ヤツデ	中	湿	陰	常低(3)		中	強
ヤブコウジ	遅	中	陰	常低(0.2)	果(11-2)		
ヤマツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(4-5)		
ヤマハギ	速	中	陽	落低(1.5)	花(7-9)	弱	中
ヤマブキ	速	湿	半陽	落低(1.5)	花(4-5)	弱	中
リュウキュウツツジ	中	中	陽	常低(2)	花(5)	中	強

③ ツル植物

和名	成長	乾湿	陰陽	性状(高さ m)	観賞期	潮害	大気汚染
アケビ		中	陽	落	果(10-11)		
キヅタ類		中	陽	常			
ツルアジサイ		中	陽	落	花(6-7)		
フジ		中	陽	落	花(4-6)		
マタタビ		中	陽	落	果(10-11)		
ミツバアケビ		中	陽	落	果(10-11)		
ヤマブドウ		中	陽	落	果(8-10)		

別紙 4 瀬戸内海国立公園特別地域内指定植物一覧

自然公園法第 20 条第 3 項第 11 号の規定に基づき、許可を得なければ採取してはならないものとして環境大臣が指定する植物は以下のとおり。

(昭和 56 年 3 月 23 日 環境庁告示 34 号)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤネノシダ、オシヤクジデンド、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウ)、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウゼンゴケ	イシモチソウ、モウゼンゴケ、コモウゼンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、イブキシモツケ、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバノカキノハグサ含)、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ

ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミ含)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ、レンゲツツジ (キレンゲ含)、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲ、オキシャクナゲ含)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジ含)、サイコクミツバツツジ、アケボノツツジ (アカヤシオ含)、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダン含)
サクラソウ	シコクカッソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、イヌタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウダンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ

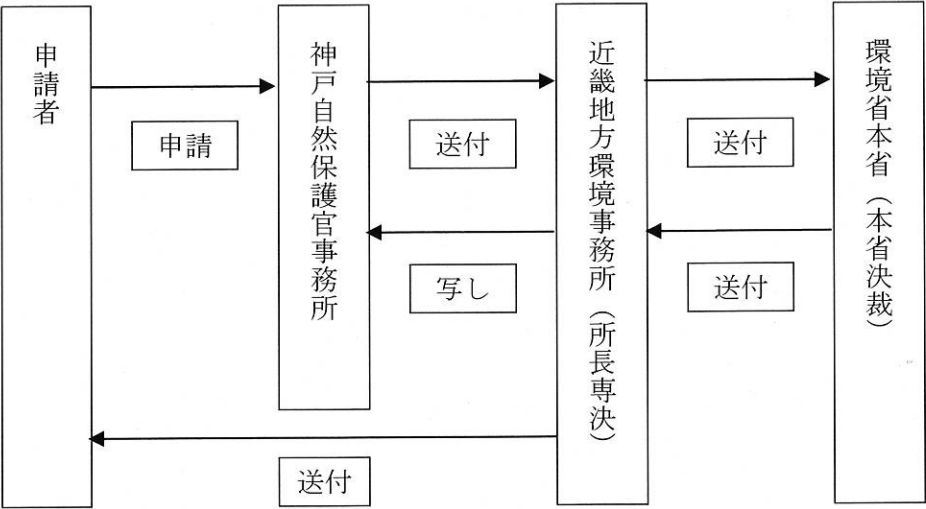
ラン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、マヤラン (サガミラン)、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ
----	--

別紙5 関係法令一覧

法令名	制限概要
瀬戸内海環境保全特別措置法	排水処理施設の設置規制等 自然海浜保全指定地区における行為の届出
公有水面埋立法	公有水面埋立の免許制度（環境保全への配慮）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区における制限 有害鳥獣の駆除
文化財保護法	現状変更等の制限
建築基準法	建築物の規模・形態等の制限
屋外広告物法（屋外広告物条例）	広告物の掲出禁止・制限
都市計画法（風致地区内における建築等の規制に関する条例）	市街化・市街化調整区域における建築等の制限
森林法	林地開発許可・保安林内行為制限 森林計画伐採届出
海岸法	海岸保全区域内の行為等の制限
港湾法	港湾区域内の行為等の制限
漁港法	漁港区域内の行為等の制限
道路法	道路の占用等の制限
農地法	農地の用途変更
宅地造成等規制法	宅地造成による土地形質変更
国土利用計画法	1ha以上の土地の開発行為制限
採石法	採石業に関する制限
鉱業法	鉱業権設定・制限
温泉法	掘削・動力装置設置許可
水道法	自家用水道等（100人以下）の水質・施設基準
水質汚濁防止法	排水処理に関する規制
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の処理施設の設置
旅館業法	新改増築等に伴う営業許可
消防法	消防施設・危険物貯蔵取扱等の規制
食品衛生法	旅館・一般飲食営業許可
河川法	河川保全区域内における土地形状変更、工作物の新增改築等の規制
砂防法	砂防指定区域内における工作物の新增改築等の規制

別紙6 許認可申請書進達ルート

必要提出部数は、本省決裁の場合は3部、所長専決の場合は2部とする。



別紙 7 管理計画検討会

(1) 検討会名簿

検討員	中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館	副館長（規制計画）
	西田 正憲	奈良県立大学地域創造学部	教授（景観）
	林 まゆみ	兵庫県立大学	自然環境科学研究所 助教授（地域づくり）

行政機関	兵庫県	健康生活部	環境政策局	自然環境課
		中播磨県民局	県民生活部	
		西播磨県民局	県民生活部	環境課
	相生市	建設経済環境部	環境課	
	赤穂市	企画振興部	観光商工課	
	たつの市	御津総合支所	産業課	
	姫路市	環境保全課		

※上記の所属名、役職名等はいずれも検討会当時（平成 18 年度）のもの

事務局 近畿地方環境事務所 国立公園・保全整備課

(2) 作成経緯

平成 18 年 12 月 18 日：検討会の設置
平成 19 年 1 月 11 日：現地調査及び第 1 回検討会
平成 19 年 2 月 15 日：第 2 回検討会
平成 24 年 4 月 9 日～5 月 8 日：パブリックコメント
平成 24 年 8 月 23 日：公表

